

川重株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日までの3年間

2.内容：

【目標1】産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年10月～ 制度に関する資料を社員に配布する。

【目標2】育児休業・産後パパ育休に関する制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年10月～ 制度に関する事例を収集する。
- 令和5年11月～ 収集した情報を社員に提供、資料を配布し、相談窓口を設置する。

【目標3】年次有給休暇の取得促進を行う。

<対策>

- 令和5年10月～ 前年度の取得状況を把握し、各人に取得促進を促す。